

川崎市災害警戒本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市域に災害が発生し、又は発生のおそれのある場合で、川崎市災害対策本部を設置するまでに至らない段階で、本市関係機関が相互に連携し、総合的な予防・応急対策を実施するため設置する川崎市災害警戒本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第2条 本部は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、市長が必要と認めた場合に設置する。

(災害警戒本部長等)

第3条 本部の長は、災害警戒本部長(以下「本部長」という。)とし、危機管理を担当する副市長をもって充てる。

- 2 本部に、災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)及び災害警戒本部員(以下「本部員」という。)を置く。
- 3 副本部長は、危機管理監をもって充てる。
- 4 本部員は、市職員のうちから本部長が任命する。
- 5 本部長は、本部を総括し、副本部長及び本部員を指揮監督する。
- 6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故のあるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部及び事務局の設置及び事務分掌)

第4条 本部長は、災害対策本部規程(平成17年災害対策本部訓令第1号)(以下「規程」という。)別表1のうちから、災害の種類及び規模並びに被害の程度等に応じ、必要な部を置く。なお、設置する部の事務分掌は、規程別表1を準用する。

- 2 本部に事務局を置く。なお、事務局の構成及び事務分掌は、規程別表3を準用する。
- 3 各部は、事務局等と緊密な連絡のもと、地域防災計画の定めるところにより災害予防及び応急対策を実施する。
- 4 本部に属しない局は、災害情報等の収集に努め、状況に応じて、速やかに災害予防及び応急対策活動を実施する。

(区本部の設置)

第5条 本部長は、災害の規模及び種類並びに被害の程度等により総合的な応急対策が必要と認める区に、区本部を置く。

- 2 区本部の長は、区本部長とし、区長をもって充てる。
- 3 区本部に、区副本部長を置き、区の職員のうちから区長が任命する。
- 4 区副本部長は、区本部長を補佐し、区本部長に事故があるとき、又は区本部長が欠けたときはその職務を代理する。
- 5 区本部に、区本部員を置き、区等の職員のうちから区長が任命する。
- 6 区本部の編成及び分掌事務は、規程別表第2のとおりとする。
- 7 区本部長は、区本部の事務を総括し、区副本部長及び区本部員を指揮監督する。

8 区本部長は、災害対策及び防災活動の実施に当たっては、警察署その他公共的団体等と常に密接な連携を保ち、相互の協力を図るものとする。

9 区本部長は、区本部を設置したときは、速やかに本部長に報告し、関係機関へ連絡するものとする。

(市長への報告)

第6条 本部長は、災害の状況を市長に報告しなければならない。

(市警戒本部等の廃止)

第7条 本部長及び区本部長は、川崎市災害対策本部を設置したとき、応急対策がおおむね終了したとき及び災害の発生のおそれが解消したと認められたときは、本部又は区本部を廃止するものとする。

(関係機関への通知等)

第8条 本部長及び区本部長は、本部及び区本部を設置又は廃止した場合、速やかに関係機関に通知又は連絡するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(川崎市風水害対策警戒本部等の設置に関する要綱の廃止)

2 川崎市風水害対策警戒本部等の設置に関する要綱(平成9年11月5日、9川建防第267号)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。